



平成 22 年 11 月 17 日

各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 18 番 11 号
株式会社 ラクーン
代表取締役社長 小方 功
(コード番号：3031 東証マザーズ)
問い合わせ先：
取締役財務担当副社長 今野 智
電 話：03 - 5652 - 1711

**株式会社トラスト&グロースの株式の取得及び第三者割当により発行される
第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価格固定型）の発行に関するお知らせ**

当社は、平成 22 年 11 月 17 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社トラスト&グロースの株式の 100%を取得し、子会社化することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。また、合わせて、第三者割当により発行される第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価格固定型）の発行を行うことについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 株式の取得の理由

当社は、「スーパーデリバリー」という、アパレル・雑貨を全国の中小規模小売店向けに卸販売する企業間取引（BtoB）サイトを運営しております。「スーパーデリバリー」は、主にメーカー（出展企業）と全国の小売店（会員小売店）を繋いでおり、当社は「スーパーデリバリー」の運営を通じて、出展企業から仕入れた商品を会員小売店に販売しています。サービス開始以来、出展企業、会員小売店、商材掲載数の増加により事業拡大を推進してまいりました。また近年では、持続的な成長に向け、会員小売店及び出展企業の「質の向上」を図ることで「スーパーデリバリー」の「ブランド価値」を高めていくことに取り組んでおります。

一方で、当社は「スーパーデリバリー」の機能の一部として会員小売店と出展企業の間での決済に関与し、決済分野においても一定のノウハウを有していることから、当該ノウハウを「スーパーデリバリー」外にも適用することにより中小企業間決済を当社の新たな事業ドメインとすることを検討してまいりました。

中小企業間取引に係る決済には、取引先の与信リスクを適切にマネジメントするノウハウが重要になります。このノウハウとは、取引の開始から代金の回収といった一連の取引の流れにおいて、取引先に対する①信用力の審査、②与信限度額の決定、③売掛債権の請求及び入金管理、④遅延債権の回収に関する一連のノウハウであります。

この点、当社は③売掛債権の請求及び入金管理に関するノウハウは保有しているものの、それ以外の決済ノウハウに関しては、これまで、NISリース株式会社との売掛債権保証取引により補完してまいりました。しかしながら、将来の企業間決済ビジネスへの事業展開を踏まえると、①～④のすべての決済ノウハウを、当社もしくは当社グループとして保有することが望ましく、そのノウハウ取得方法についてこれまで様々な検討を重ねてまいりました。

しかしながら、検討を重ねていく中で、自社で中小企業間決済のノウハウを蓄積するには、非常に長い時間とコストが掛かるとの見解を深めてまいりました。

一方で、株式取得の相手先であるNISリース株式会社は後述する理由（2. 異動する子会社（株式会社トラスト&グロース）について参照）により、売掛保証事業を株式会社トラスト&グロースとして分社化し、他社へ売却することを検討しておりました。

そうした状況の中で、当社としても、長年の取引の中で株式会社トラスト&グロースは必要十分な決済ノウハウを保有していると思われ、また精査の結果、当該ノウハウを保有していると確信いたしましたため、NISリース株式会社と慎重に検討を重ね、当社が株式会社トラスト&グロースの株式の100%を取得し、子会社化することで合意に至りました。

2. 異動する子会社（株式会社トラスト&グロース）について

株式会社トラスト&グロースは、平成22年10月1日にNISリース株式会社の売掛保証事業部門を、いわゆる分社型会社分割（新設分割）で分社化することにより設立されました。

同事業では、企業の取引先に対する売掛債権を保証することで保証料を徴収し、当該売掛債権が支払い不能になった場合に予め設定した保証金額を当該企業に支払うサービスを提供しております。特に中小企業に対する売掛保証を強みとしていることから、当該サービスは、取引先に中小企業を抱える多くの企業に利用されております。当社におきましても、同社が分社化する以前の平成16年から売掛保証サービスを利用してまいりました。「スーパーデリバリー」は比較的小規模で与信リスクの高い小売店を会員小売店としていることから、サービス開始当初は、与信リスク排除のためクレジットカードもしくは信販会社を利用した決済方法しか利用できず、会員小売店より決済方法拡充を求める声が多数寄せられておりました。平成16年9月から、NISリース株式会社（当時）の売掛保証サービスを利用することで、小規模な小売店を中心とする当社会員小売店に対して掛売決済を提供できるようになり、その結果、決済方法の利便性向上が達成され売上拡大に繋がっております。

他方、株式取得先であるNISリース株式会社は、従来から、コア事業である「リース事業」及び「店舗・不動産事業」に経営資源を集中し、継続的な成長を図ることを目指しており、事業の性質やキャッシュフローの構造がこれらコア事業とは異なる「売掛保証事業」については、当該事業とのシナジー効果が期待できる方法での切り出しが検討されておりました。その結果、「売掛保証事業」を行う株式会社トラスト&グロースが設立され、今般の同社株式の譲渡の合意に至っております。

3. 取得によるメリット

今回の株式取得により、これまで外部にアウトソーシングしていた取引先に対する与信管理機能を内部に取り込むことで、中小企業間決済事業を推進する上での重要なノウハウを当社グループとして取得でき、中小企業間決済を当社の新たな事業ドメインとして事業展開を図る体制が構築できると考えております。一方で、売掛保証事業を当社グループ内に抱えることによるリスクに関しては、株式会社トラスト&グロースが既に売掛債権に対する与信管理ノウハウを保有しており、その実績もあるため、当社が自社で売掛債権の与信管理の仕組みを構築する場合に比べ、むしろリスクが小さいと認識しております。また、株式会社トラスト&グロースを連結子会社にすることで、従来同社へ支払っていた当社の会員小売店の売掛債権に対する保証料が、連結決算上の内部コストとして取り扱われることで、当社の業績の向上に寄与するものと考えております。

4. 今後の方向性

今回の株式取得により株式会社トラスト&グロースを連結子会社にすることで、以前より検討してきた中小企業間決済を「スーパーデリバリー」に続く当社の新たな事業ドメインとして位置付け、これを積極的に成長させていく所存であります。具体的には、同社が従来から中小企業に対する売掛債権保証を得意としており、「スーパーデリバリー」の会員小売店や、出展企業の販売先とターゲットが重なっていることから、今後、「スーパーデリバリー」との様々なシナジー効果を期待できると考えております。また、同社をグループ化することで、当社の顧客（会員小売店・出展企業）のネットワーク及びIT技術といった当社のリソースを投入することが可能になることから更に成長を加速させることが可能であると確信しております。

さらに、中小企業に対する売掛債権保証は高度な与信ノウハウが必要とされ、競合する他の保証会社が手掛け難い分野であるため、「スーパーデリバリー」とのシナジー効果だけでなく、単体の事業としても、同社の売掛債権保証事業が中小企業の企業間流通における決済機能として重要な役割を果たすことが期待され、将来的に事業規模を拡大していける要素が充分にあると考えております。

5. 異動する子会社（株式会社トラスト&グロース）の概要

(1)	名 称	株式会社トラスト&グロース	
(2)	所 在 地	東京都千代田区九段南四丁目 2 番 11 号 市ヶ谷フィナンシャルビル 8F	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 武田 浩和	
(4)	事 業 内 容	売掛保証事業	
(5)	資 本 金	50 百万円（平成 22 年 10 月末日現在）	
(6)	設 立 年 月 日	平成 22 年 10 月 1 日	
(7)	大株主及び持株比率	NIS リース株式会社（100%）	
(8)	上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
		人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
		取 引 関 係	当社の会員小売店に対する売掛債権の一部に対し、保証を受けております。
(9)	当該会社の最近 3 年間の経営成績及び財政状態	株式会社トラスト&グロースは、平成 22 年 10 月 1 日に NIS リース株式会社から分社型会社分割（新設分割）により設立されました。従いまして、同社の最近事業年度に係る業績（実績）はございません。なお、NIS リース株式会社より原則として売掛保証事業に係る全ての債権、債務、及び人的資産の承継を受けております。	

(参考情報) 株式会社トラスとグロースの最近3年間の経営成績

決算期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
売上高	257百万円	347百万円	321百万円
営業利益	50百万円	△9百万円	96百万円

- (注) 1. NISリース株式会社の管理会計上の売掛保証事業部門の数値になります。(未監査)
 2. 平成21年3月期は、当時の親会社の出資先企業に対する保証案件において大口のデフォルトが発生し、営業利益が赤字となっておりますが、現在は同様の保証先企業はございません。

6. 株式取得の相手先の概要

(1) 名 称	NISリース株式会社	
(2) 所 在 地	東京都千代田区九段南四丁目2番11号 市ヶ谷フィナンシャルビル8F	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 武田 浩和	
(4) 事 業 内 容	総合リース業(割賦含む)、店舗出退店支援事業	
(5) 資 本 金	300百万円(平成22年3月末日現在)	
(6) 設 立 年 月 日	平成15年11月10日	
(7) 純 資 産	392百万円(平成22年3月末日現在)	
(8) 総 資 産	9,976百万円(平成22年3月末日現在)	
(9) 大株主及び持株比率	中小企業信販機構株式会社(21.96%) 中小企業保証機構株式会社(20.39%) NISグループ株式会社(15.23%) 中小企業飲食機構株式会社(12.80%) 中小企業流通機構株式会社(12.80%) 中小企業建設機構株式会社(12.32%) 株式会社シルバーアロー・モバイル(4.48%)	
(10) 上 場 会 社 と 当 該 会 社 の 関 係	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取 引 関 係	株式会社トラスとグロースが当該会社から会社分割(分社型会社分割)により分社化される以前については、当社の会員小売店に対する売掛債権に対し、保証を受けておりましたが、会社分割後については取引関係がありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

※株式取得の相手先である NIS リース株式会社は、日本振興銀行株式会社との間で、借入金取引等の実績があります。また、日本振興銀行株式会社と親密な関係にある企業と事務作業のアウトソーシングの取引があります。しかしながら、日本振興銀行株式会社及び日本振興銀行株式会社と親密な関係にある企業と株式会社トラスト&グロースとの間には取引関係は一切存在せず、また、今後においても発生することは想定されません。のみならず、今回の株式の取得により、株式会社トラスト&グロースは当社の 100%子会社となりますので、日本振興銀行株式会社及び日本振興銀行株式会社と親密な関係にある企業とは資本上一切の関係がなく、当社のグループ企業となります。

7. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	0 株 (議決権の数：0 個) (所有割合：0%)
(2) 取得株式数	10,000 株 (議決権の数：10,000 個) (発行済株式数に対する割合：100.0%) (取得価額：270 百万円)
(3) 異動後の所有株式数	10,000 株 (議決権の数：10,000 個) (所有割合：100.0%)

8. 日程

(1) 取締役会決議	平成 22 年 11 月 17 日
(2) 株式譲渡契約書締結	平成 22 年 11 月 17 日
(3) 株式取得期日	平成 22 年 11 月 30 日

9. 本件株式取得に関する資金調達に関して

今回の株式取得に係る費用は、手元資金により賄う予定です。ただし、一部については、無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」という）の発行により賄う予定です。本新株予約権付社債の転換価額は取締役会決議日の前々日（前日の取引がなかったことによる。以下、同様。）である平成22年11月15日の終値106,100円に対して41.4%のプレミアム、同日までの直近1ヶ月の終値平均104,258円に対して43.9%のプレミアムが上乘せされた金額となっております。なお、本新株予約権付社債は、当社株式が分割等を実施した場合においては転換価額の調整が行われますが、いわゆるMSCBに該当するような株価の下落による転換価額の修正はありません。

なお、本新株予約権付社債の発行は平成22年12月6日を予定しているため、今回の株式取得に係る費用は、一旦、全て手元資金により決済することを予定しております。

(1) 株式取得費用の一部を無担保転換社債型新株予約権付社債で賄うことについて

当社は、今回の株式取得費用の一部を手元資金ではなく、本新株予約権付社債の発行により賄うことにしたのは、財務の安全性及び資本の拡充と株式価値の希釈化のバランスを考慮した選択によるものであります。

当社の運営する「スーパーデリバリー」は、メーカー（出展企業）と全国の小売店（会員小売店）を繋ぐ流通業であり、会員小売店から販売代金を回収する資金サイクルと、出展企業へ仕入代金を支払う資金サイクルが必ずしも一致していないため、季節変動等により売上高が変動する場合に一時的に運転資金が膨らむ場合があります。従いまして、当社では、財務の安全性の確保という見地から、比較的多めのキャッシュ・ポジションを確保しておくことを財務活動の基本方針としております。そのため、株式取得費用の全てを手元資金で賄うのではなく、一部を本新株予約権付社債により賄うことを検討いたしました。

一方で、転換社債型新株予約権付社債の発行に関しては、将来的に株価が上昇し株式への転換が実施された場合には、手元資金が確保されるというメリットがあるものの、株式価値の希釈を伴うため、利益が一定の場合においては1株当たり利益が減少するデメリットがあります。本新株予約権付社債の場合は、全て株式に転換された場合には約7.27%の希釈化が生じることになります。しかし、本新株予約権付社債は新株予約権を33個に分けて発行しているため、新株予約権者が段階的に権利行使すれば、第三者割当増資や公募増資に比べ株式の希釈化インパクトは分散して生じることになります。更に本新株予約権付社債の転換価額は、取締役会決議日の前々日である平成22年11月15日の終値106,100円に対して41.4%のプレミアム、同日までの直近1ヶ月の終値平均104,258円に対して43.9%のプレミアムが上乘せされた金額となっているため、第三者割当増資や公募増資といった時価発行増資にて資金調達した場合に比べ、希釈化割合が低く抑えられており、既存の株主の利益に一定の配慮をした設計としております。また、将来的に当社の株価が上昇した場合に株式への転換が進むことで、自己資本の増強が期待され、当社の財務基盤の強化に繋がると考えております。さらに、本新株予約権付社債が株式に転換された場合は株式の希釈化は生じますが、今回の株式取得により、当社の事業領域が拡大し、連結決算上の利益が増加することで、1株当たり利益はむしろ増加することを見込んでおります。尚、本新株予約権付社債は、当社株式が分割等を実施した場合においては転換価額の調整が行われますが、いわゆるMSCBに該当するような株価の下落による転換価額の修正は行われません。

その他、本新株予約権付社債の発行による当社及び割当先の経済的利益や市場に与える影響等を総合的に判断して、株式取得資金について、概ね手元資金にて賄うものの、一部について本新株予約権付社債の発行により賄うという選択をいたしました。

(2) 発行の概要

(1) 発行期日	平成22年12月6日
(2) 新株予約権の総数	33個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本新株予約権付社債の発行価額は金3,000,000円(社債の金額100円につき金100円)とし、各本新株予約権の発行価額は無償とする。
(4) 当該発行による潜在株式数	660株
(5) 資金調達額	99,000,000円
(6) 転換価額及びその修正条	本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、150,000円とする。なお、株式が分割等を実施した場合においては転換価額の調整を行うが、いわゆるMSCBに該当するような株価の下落による転換価額の修正は行われぬ。
(7) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当により全額をJAIC Growth Target Fund - Iに対して割り当てる。

(3) 発行条件等の合理性

① 払込金額の算定根拠及びその具体性

本新株予約権付社債の発行条件である、発行価額、転換価額、利率等につきましては、当社株式の流動性、株価水準、株価変動性、本新株予約権付社債権者が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件を総合的に勘案し、決定いたしました。

なお、公正を期するため、本新株予約権付社債の発行に当たり、当社は、独立した第三者機関であるグローバル・ソリューションズ・コンサルティング株式会社(東京中央区)(以下、「当該評価機関」という。)に本新株予約権付社債の価値算定を依頼し、本新株予約権付社債の評価報告書を取得しております。当該評価機関は、本新株予約権付社債について付された新株予約権の取得条項、当社株式の株価変動性(ボラティリティ)及び流動性等を勘案した上で、一般的に使用されている株式オプション価格算定モデルの一つである二項モデルを用いて行使期間中の株価推移を予測することにより、本新株予約権付社債の理論価値を算定しております。当社では、上記、評価報告書も考慮の上、本新株予約権付社債の価値に影響を与える様々な要因を定量的・定性的に分析した結果、本新株予約権付社債全体の発行により、当社が得ることのできる経済的価値は概ね見合っており、本新株予約権付社債の発行条件は合理的であるとの判断をいたしました。かかる議論を踏まえ、当社の監査役会からも上記算定根拠による本新株予約権付社債の発行条件は合理的であり、割当先に特に有利でないとの意見を得ております。

なお、本新株予約権付社債の転換価額150,000円は、本新株予約権付社債の発行に係る取締役会決議日の前々日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値106,100円に41.4%のプレミアム、同日までの直近1ヶ月の終値平均104,258円に対して43.9%のプレミアムを付加した水準であります。この転換価額は、当社及び株式会社トラスト&グロースの事業の成長性と現在の株価水準及び株主利益への配慮の観点から、割当先との協議を得て決定したものです。

また、本新株予約権付社債の利率は、年率7.5%となっており、株式への転換が行われるまでの間においては相応の負担が発生いたします。これに対し、当社では、株式会社トラスト&グロースの売掛保証事業は非常にニーズの高いサービスであると認識しており、その上で、同社の過去の業績と今後の事業計画を精査し、当該事業が単独でも十分な成長可

能性を持つこと、さらには当社の子会社とした場合においては当社事業とのシナジー効果により成長をさらに加速することができ、金利負担を充分上回る利益の確保が可能であると確信しております。

②発行数量及び株式の希釈化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債総額 99 百万円の発行により発生する潜在株式数 660 株（議決権の数 660 個）は、本新株予約権付社債の発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成 22 年 11 月 16 日）の発行済株式総数 9,081 株（議決権の数 9,081 個）の 7.27%（議決権ベース）となり、本新株予約権の行使により 1 株当たりの株式価値の希釈化が生じる可能性があります。しかし、本新株予約権付社債には、いわゆる MSCB に該当しうるような修正事項は付されておらず、本新株予約権の全部が行使されても、希釈化の規模が 25% を超えることはありません。また、本新株予約権の全てが行使された場合であっても支配株主の異動が見込まれるものでもありません。

本新株予約権付社債の発行は、中小企業間決済を「スーパーデリバリー」に続く新たな事業ドメインとして位置づけ、今後、成長させていくために必要な資金を確保するためのものであり、既存株主の保有している株式の経済価値を必ずしも毀損するものではないと考えております。

以上より、本新株予約権付社債の発行数量及び株式の希釈化の規模は、合理性を有していると考えております。

(4) 割当先の概要

(1)	名 称	JAIC Growth Target Fund - I	
(2)	所 在 地	東京都千代田区神田錦町三丁目 11 番	
(3)	設 立 根 拠 等	民法上の任意組合	
(4)	組 成 目 的	日本アジア投資株式会社グループが、確たる事業基盤と成長戦略を有し、次なる成長ステージへの飛躍のための事業資金を投資するため組成されたものです。	
(5)	組 成 日	平成 22 年 11 月 15 日	
(6)	出 資 の 総 額	99,000,000 円	
(7)	出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	業務執行組合員である日本アジア投資株式会社（90%強）、他 1 社	
(8)	業務執行組合員の概要	名 称	日本アジア投資株式会社
		所 在 地	東京都千代田区神田錦町三丁目 11 番
		代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 松本守祥
		事 業 内 容	投資業務・コンサルティング業務・投資事業組合等の管理業務・金融業務
		資 本 金	27,166 百万円
(10)	上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

	<p>上場会社と業務執行組合員との間の関係</p>	<p>当該ファンドの業務執行組合員は、別ファンド（ジヤイク・インキュベーション一号投資事業有限責任組合）でも、当社株を保有しております。平成 22 年 4 月 30 日現在での保有状況は 1.32%となっております。また、当該ファンドの業務執行組合員は、当社株主であった関係から過去に社外取締役 1 名を派遣しておりました。なお、現在は退任しており、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。</p>
--	---------------------------	--

※なお、割当先、当該割当先の主な出資者、当該業務執行組合員の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

（５）割当予定先を選定した理由

本新株予約権付社債の割当先である「JAIC Growth Target Fund - I」は、日本アジア投資株式会社が業務執行組合員として新たに組成するファンドになります。同ファンドは、次なる成長ステージへの飛躍の機会を得た上場会社の成長性ある事業に対し成長資金を提供するとともに、日本アジア投資株式会社の実績に基づくノウハウとリソースを有効に活用した多面的なサポートを行い、その事業の拡大深化と企業価値の向上を後押しするものであります。

当社は、今般の株式会社トラスト&グロースの株式取得を検討する過程において、株式取得方法について、様々な手段を検討してまいりました。当社の運営する「スーパーデリバリー」は、出展企業と会員小売店の決済機能を担っていることから、潤滑な運転資金が必要で、今後、「スーパーデリバリー」の事業規模の拡大を想定していることから、手元資金を十分な状態に保ちながら、株式会社トラスト&グロースの株式を取得するための資金調達方法を模索してまいりました。そのような中で、日本アジア投資株式会社より当社に対し、本新株予約権付社債の発行についてご提案いただきました。日本アジア投資株式会社は、当社の株式上場前から株主としてご支援をいただいております。同社には以前より当社事業を深く理解していただくとともに事業内容を高く評価していただいております。今回の資金調達に関するご提案に関し、当社としては、経営基盤の強化を図りながら、戦略的投資資金を確保できることや検討過程において課題となっていた手元資金の確保という問題が解決されることに加え、当社の中長期的な成長を期待してプレミアムを付加した転換価額での本新株予約権付社債により資金提供を行うという日本アジア投資株式会社の方針や、同社の高い信用力及び投融資に係る実績等を総合的に勘案した結果、割当先として最適であると判断し、選定いたしました。

（６）割当予定先の保有方針及び転換（行使）制限措置

割当先は、当社の中長期的な企業価値の向上による投資収益を期待しての出資であり、本新株予約権付社債について、原則として中長期的に保有する方針と伺っております。本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を必要とします。また、本新株予約権については、原則として当社普通株式の売却時に権利行使することを予定しており、普通株式に転換の上、当社の普通株式を保有し続けることは想定していない方針である旨

を伺っております。なお、当社は割当先との間において、本新株予約権の権利行使により取得した当社株式の全部又は一部を譲渡その他の方法で処分した場合には、その内容を当社に書面にて報告する旨、合意しております。

10. 今後の見通し

今回の株式取得に伴い当社は、子会社化完了後より、連結決算に移行いたします。また、当期連結業績に与える影響につきましては、精査中であり、平成22年11月26日公表予定の「平成23年4月期 第2四半期決算短信（非連結）」の「平成23年4月期の連結業績予想」に織り込んで発表させていただく予定でございます。

以 上

(参考資料)

株式会社ラクーン
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行要項

1. 社債の名称 株式会社ラクーン第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、本新株予約権付社債に付された新株予約権を「本新株予約権」という。)
2. 社債の総額 金 99,000,000 円
3. 各社債の金額 金 3,000,000 円
4. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券を発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本新株予約権付社債についての社債の一方のみを譲渡することはできない。
5. 社債の利率 年 7.5 パーセント
6. 社債の払込金額(発行価額) 社債の金額 100 円につき金 100 円
7. 社債の発行価格 社債の金額 100 円につき金 100 円
8. 社債の償還金額 社債の金額 100 円につき金 100 円
ただし、繰上償還する場合は第11項第(3)号及び第(4)号に定める金額による。
9. 担保・保証の有無 本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
10. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は会社法第702条ただし書の条件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。
11. 社債償還の方法及び期限
 - (1) 本新株予約権付社債の元金は、平成27年12月5日にその総額を償還する。ただし、繰上償還に関しては、第(3)号及び第(4)号に定めるところによる。
 - (2) 償還すべき日(第(3)号又は第(4)号の規定により本新株予約権付社債を繰上償還する日を含み、以下「償還期日」という。)が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
 - (3) 組織再編成行為による繰上償還
 - ① 組織再編成行為(本号③に定義する。)が当社の株主総会(株主総会の承認が不要な場合は取締役会)で承認された場合(かかる承認の日を以下「組織再編成行為承認日」という。)、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)は、償還日(当該組織再編成行為の効力発生日の前営業日又はそれ以前の日とする。)の2週間前までに所定の償還請求書を第20項に記載の元金支払場所に提出した上で、その保有する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき、金100円に本号②に従って計算される一定の比率を乗じた償還金額で繰上償還することを請求することができる。
 - ② 本号①の比率は、(i)当該組織再編成行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編成行為承認日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ii)上記(i)以外の場合、会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編成行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日の直後の取引日に始まる5連続取引日の株式会社東京証券取引所にお

る当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日内において第13項第(8)号又は第(11)号に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、第13項第(7)号乃至第(11)号に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

- ③ 「組織再編成行為」とは、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割又は新設分割（承継会社等が本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、且つ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、株式交換又は株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）をいう。
- ④ 「承継会社等」とは、当社による組織再編成行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社又は他の法令上のこれらに相当する会社をいう。

(4) 支配権変動等事由による繰上償還

- ① 本社債権者は、支配権変動等事由（本号②に定義する。）が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、償還日に先立つ30日以上60日以下の期間内に所定の償還請求書を第20項に記載の元利金支払場所に提出した上で、その保有する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を、本項第(3)号記載の繰上償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを請求することができる。ただし、償還金額を算出するための比率は、当該償還請求書の提出日の前日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該提出日の前日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日内において第13項第(8)号又は第(11)号に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、第13項第(7)号乃至第(11)号に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。
- ② 「支配権変動等事由」とは、特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が50パーセントを上回った場合をいう。

- (5) 当社は、払込期日から2年を経過した日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって本社債権者の意思に拘わらず、各社債の金額100円につき金100円に加え、100円に年5.0%を乗じた額に払込期日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数を乗じ、365で除して算出した額（1円未満を切り上げる。）の金銭の交付と引き換えに、残存する本社債の全部又は一部を取得することができる。なお、一部を取得するときは、抽選又は按分比例の方法によりこれを行う。
- (6) 当社は、払込期日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本新株予約権付社債を消却する場合、当該本新株予約権付社債についての社債又は当該本新株予約権付社債に付された本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

12. 利息支払の方法及び期限

- (1) 本新株予約権付社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成23年3月31日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月31日及び9月30日に各々その日までの前半か半分を支払う。ただし、繰上償還する場合（償還期日が利息支払期日の場合を除く。）には、償還期日の直前の利息支払期日（償還期日が第1回の利息支払期日より前の日である場合には、払込期日）の翌日から償還期日までの期間に係る本新株予約権付社債の利息は、償還期日に支払う。1年分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。
- (2) 利息支払期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。

- (3) 償還期日後は利息をつけない。
- (4) 本新株予約権の行使請求の効力が発生した本新株予約権付社債については、当該行使請求の効力発生日の直前の利息支払期日（かかる効力発生日が第1回の利息支払期日より前の日である場合には、払込期日）の翌日から当該効力発生日までの期間に係る本新株予約権付社債の利息は、当該効力発生日から10営業日以内に支払う。

13. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権付社債に付された新株予約権の数

各本新株予約権付社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計33個の本新株予約権を発行する。

(2) 各新株予約権の払込金額

本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本新株予約権付社債についての社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額（本項第(6)号②に定義する。）で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

(4) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、平成22年12月6日から平成27年12月5日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して本項第(3)号に定める当社普通株式の交付を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。ただし、①本新株予約権付社債の買入消却がなされる場合、本新株予約権付社債が消却される時まで、②本新株予約権付社債の繰上償還がなされる場合、所定の償還請求書が第20項に記載の元利金支払場所に提出された時まで、また③本新株予約権付社債の期限の利益の喪失の場合、期限の利益の喪失時までとする。

(5) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部については、行使することはできない。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

- ① 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本新株予約権付社債についての社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。
- ② 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、当初金150,000円とする。ただし、転換価額は本項第(7)号乃至第(11)号に定めるところにより調整されることがある。

(7) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(8)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{c}
 \text{調整後} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{c}
 \text{調整前} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{c}
 \text{既発行株} \\
 \text{式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{c}
 \text{新発行・} \\
 \text{処分株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{c}
 \text{1株当りの} \\
 \text{払込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{c}
 \text{時 価}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{c}
 \text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}
 \end{array}
 }$$

(8) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 時価（本項第(10)号②に定義する。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取

得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び当社が存続会社となる合併若しくは当社が完全親会社となる株式交換により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他時価を下回る対価で当社普通株式の交付を受けうる証券（時価を下回る条件の取得条項又は取得請求権が付された証券又は権利を含む。以下同じ。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他当社普通株式の交付を請求できる権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全部が当初の条件で行使又は適用されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。

④ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。なお、株式の交付については、本項第(17)号の規定を適用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right] \times \text{調整前転換価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(9) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前の転換価額に代えて調整前の転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(10) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(8)号②の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分

株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (11) 本項第(8)号による転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ② 本号①のほか、当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (12) 本項第(7)号乃至第(11)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、本項第(8)号④に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (13) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (14) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 21 項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (15) ①行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、行使請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、本項第(4)号に定める行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
②行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。
- (16) 行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。
- (17) 当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (18) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (19) 当社が組織再編成行為を行う場合の承継会社等による新株予約権付社債の承継
当社が組織再編成行為を行う場合、当社は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者に対して、当該本新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号①乃至⑨の内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、当該組織再編成行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権付社債についての社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本発行要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
- ① 承継新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
 - ② 承継新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
 - ③ 承継新株予約権の目的たる株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編

成行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は本項第(7)号乃至(11)号と同様の調整に服する。

- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編成行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編成行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
 - (ii) その他の組織再編成行為の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。
- ④ 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
各承継新株予約権の行使に際しては、当該承継新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該各社債の価額は、各本新株予約権付社債の払込金額と同額とする。
 - ⑤ 承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編成行為の効力発生日又は承継新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本項第(4)号に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする
 - ⑥ 承継新株予約権の行使の条件
本項第(5)号に準じて決定する。
 - ⑦ 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧ 組織再編成行為が生じた場合
本項第(19)号に準じて決定する。
 - ⑨ その他
承継新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。また、当該組織再編成行為の効力発生日時点における本新株予約権者は、本新株予約権付社債についての社債を承継新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、本新株予約権付社債についての社債と同様の承継会社等が発行する社債に付された承継新株予約権を、当該組織再編成行為の効力発生日直前の本新株予約権者に対し、本新株予約権及び本新株予約権付社債についての社債の代わりに交付できるものとする。

14. 担保設定制限

- ① 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。
- ② 本項①に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本新株予約権付社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。

15. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本新株予約権付社債について期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行い、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (2) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定を受け、特別清算開始の命令を受け、又は解散（合併の場合を除く。）したとき。
- (3) 以下に掲げるいずれかの場合において、当社が、残存する本新株予約権付社債の全社債権者から書面による請求を受けたとき。
 - ① 当社が、本新株予約権付社債に基づく金銭の支払義務に違背したとき。
 - ② 当社が、本新株予約権付社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 - ③ 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が1億円を超えない場合は、この限りでない。
 - ④ 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し差押え若しくは競売（公売を含む。）の申立てを受けたとき。

16. 社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債に関して本社債権者に対し公告を行う場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて本社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

17. 社債権者集会

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本新株予約権付社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の新株予約権付社債」という。）の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の 2 週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号に掲げる事項を通知する。
- (2) 本種類の新株予約権付社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の新株予約権付社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上に当たる本種類の新株予約権付社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

18. 申込期日 平成 22 年 12 月 6 日

19. 払込期日（新株予約権割当日） 平成 22 年 12 月 6 日

20. 元利金支払事務取扱者（元利金支払場所）

株式会社ラクーン 管理部

21. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

22. 申込取扱場所

株式会社ラクーン 管理部

23. 譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

24. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全額を JAIC Growth Target Fund I に割当てる。

25. 本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本新株予約権付社債についての社債からの分離譲渡はできず、且つ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本新株予約権付社債についての社債が出資され、本新株予約権付社債についての社債と本新株予約権が相互に

密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本新株予約権付社債についての社債の利率及び払込金額その他の発行条件により当社が得ることのできる経済価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

26. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権付社債の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権付社債の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上